

会員の皆さまへ

株式会社ビューカード

会員規約改定のお知らせ

拝啓

平素は、ビューカードをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、今後もお客さまにより安心してサービスをご利用いただくことを目的として、ビューカード会員規約、Apple Pay モバイルペイメント特約、ビューETC カード特約を下記のとおり 2025 年 9 月 1 日に改定いたします。

敬具

記

現行	改定後
ビューカード会員規約 第 1 章 一般条項 (略) 第 2 条 (会員及び資格) (略) 6 家族会員が家族カードによってカード利用をした場合は、<u>全て</u>前項の代理権に基づき、本人会員の代理人として行っているものとしてその効果は<u>全て</u>本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。 (略)	ビューカード会員規約 第 1 章 一般条項 (略) 第 2 条 (会員及び資格) (略) 6 家族会員が家族カードによってカード利用をした場合は、<u>すべて</u>前項の代理権に基づき、本人会員の代理人として行っているものとしてその効果は<u>すべて</u>本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。 (略)

第8条（利用可能枠）

（略）

2 カード利用に際し、会員が利用できる上限金額は、カードの利用可能枠から会員の**全て**の利用残高（本人会員利用分と家族会員利用分を合算した額（会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。）で、当社が未だ本人会員からの支払いを確認できていない金額を意味します。）をいい、年会費、遅延損害金、分割払いの手数料、リボルビング払いの手数料等、カードキャッシングの利息等は含みません。）を差し引いた金額とします。

（略）

第14条（カードの紛失・盗難等）

1 会員が、万一カードを紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに当社指定の窓口までご連絡の上、最寄りの警察署にお届けいただき、かつ、当社所定の紛失届又は盗難届を当社にご提出いただきます。

第8条（利用可能枠）

（略）

2 カード利用に際し、会員が利用できる上限金額は、カードの利用可能枠から会員の**すべて**の利用残高（本人会員利用分と家族会員利用分を合算した額（会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。）で、当社が未だ本人会員からの支払いを確認できていない金額を意味します。）をいい、年会費、遅延損害金、分割払いの手数料、リボルビング払いの手数料等、カードキャッシングの利息等は含みません。）を差し引いた金額とします。

（略）

第14条（カードの紛失・盗難等が発生した時の会員の義務）

1 会員は、自身に貸与されたカードを紛失し、又は盗難等にあった場合、自らの責任において以下の措置を講ずるものとします。

(1) 直ちにカードの紛失又は盗難等の事実を当社所定の窓口連絡するとともに当社からの指示に従った措置を講ずること

(2) 速やかにカードの紛失又は盗難等の事実を最寄りの警察に届け出ること

2 <u>カードの紛失又は盗難により、他人にカードを使用された場合には、その使用代金は本人会員の負担とします。</u> 3 <u>第1項の紛失届又は盗難届が出された場合には、前項にかかわらず、本人会員は、他人によるカードの使用により発生した損害について、次のいずれにも該当しない限り免責されるものとします。</u> <u>(1) 紛失又は盗難が会員の故意又は重大な過失に起因する場合</u> <u>(2) 会員の家族、同居人、留守人等が関与した紛失又は盗難の場合</u> <u>(3) 当社が、会員から紛失又は盗難の通知を受理した日の前日から起算して61日前の日以前に生じた損害の場合</u> <u>(4) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失又は盗難が生じた場合</u> <u>(5) 本規約に違反している状況において、紛失又は盗難が生じた場合</u> <u>(6) 会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合又は提出した書類に不正の表示をした場合</u> <u>(7) 会員がカードの紛失又は盗難に関する事実及び被害状況の調査に協力しない場合</u> <u>(8) カード使用の際に登録された暗証番号が使用された場合</u> 4 <u>会員が紛失、盗難にあったカードを発見、回収した場合には、速やかに当社にご通知いただきます。</u>	2 <u>会員が紛失又は盗難等にあったカードを発見、回収した場合には、速やかに当社にご通知いただきます。</u>
--	---

	<u>第 14 条の 2（カードが利用された場合の利用代金の支払義務）</u> <u>1 会員のカードが利用された場合、会員本人による利用であるか否かを問わず、本人会員は、原則として当該カードの利用に係る代金等相当額についての支払義務を負担するものとします。</u> <u>2 前項の定めにかかわらず、会員が紛失又は盗難等、会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人がカードを利用したと認められる場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当社は、本人会員に対し、当社が第 14 条第 1 項第 1 号の連絡を受け付けた日の前日から起算して 60 日前にさかのぼりその日以降の、当該連絡の対象であるカードの利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。</u> <u>（1）会員が、第 14 条第 1 項各号の手続きをすべて行ったこと</u> <u>（2）第 14 条第 1 項第 2 号の警察への届出が受理されたこと</u> <u>3 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社は本人会員の対象債務を免除しません。</u> <u>（1）本規約に定めるカードの利用又は管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの紛失又は盗難等が生じた場合</u> <u>（2）カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、カードの紛失又は盗難等につき会員に重大な過失がある場合</u> <u>（3）カードの他人利用につき、会員の故意又は重大な過失がある場合</u> <u>（4）会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの紛失、盗難等に関与し、又はカードを利用した場合</u>
--	--

	<u>(5) 会員が当社に対し、紛失又は盗難等カードの占有喪失の状況若しくは被害状況の届出内容を偽り又はその重要事項を届け出なかった場合</u> <u>(6) 第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合に行う当社の調査に、会員が適切な協力をせず又は当社の調査に対する説明若しくは提出した資料に不実があり若しくは重要事項が欠落している場合</u> <u>(7) 会員が第 14 条第 1 項第 1 号に定める当社の指示に従わなかった場合</u> <u>(8) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失又は盗難等が生じた場合</u> <u>(9) カード使用の際に登録された暗証番号が使用された場合</u> <u>(10) 類似の紛失又は盗難等の被害を繰り返し、明らかにカードの利用や管理において重大な過失があると当社が判断した場合</u> <u>4 カード利用に係る代金等相当額についての支払請求とは別に、会員がカードの紛失、盗難等にあったこと又は他人がカードを利用したことに起因して当社に損害が生じた場合、当社は当該損害を本人会員に請求することができるものとします。</u> <u>第 14 条の 3（カード情報が利用された場合の利用代金の支払義務）</u> <u>1 本人会員は、カード情報の第三者による利用に係る利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。</u> <u>2 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、</u>
--	--

	<u>本人会員は、前項の利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。</u> <u>(1) 会員がカード情報を第三者に提供し又はカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合</u> <u>(2) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を第三者に提供し又はカード情報の漏えいに関与した場合</u> <u>(3) カード情報の利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合</u> <u>(4) 第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合に行う当社の調査に、会員が適切な協力をせず又は説明若しくは提出した資料に不実がある場合</u> <u>3 前項第 1 号又は第 4 号のいずれかの事由が認められる場合には、当社は、カード情報の第三者による利用に起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のものについて当該損害を本人会員に請求することができるものとします。</u> <u>第 14 条の 4（本人認証サービス（3D セキュア）が利用された場合の利用代金の支払義務）</u> <u>1 カード情報の利用にあたり、あらかじめ当社に登録された携帯電話番号又は E メールアドレス宛に送信されるワンタイムパスワード（以下「認証情報」といいます。）を用いる方法により本人認証サービス（3D セキュア）が利用されたときには、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該カード情報の利用に係る利用代金等相当額の全額につき本人会員</u>
--	---

(略) 第 17 条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却） (略) 2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格にらず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。 なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務につい	<u>は支払義務を負うものとします。</u> <u>2 前項の定めにかかわらず、会員が認証情報につき、善良なる管理者の注意をもって選択、使用及び管理していることを会員において立証した場合には、本人会員は前項の支払義務を負わないものとします。</u> <u>3 会員が認証情報を第三者に伝え、又は使用させ若しくは故意、又は重大な過失により認証情報を第三者が使用することができる状態においてことによりカード情報の利用にあたり認証情報が第三者に使用されたときには、当社は、第三者がカード情報を利用したことに起因して当社に生じた損害であって第 1 項に定めるもの以外のもについて当該損害を本人会員に請求することができるものとします。</u> (略) 第 17 条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却） (略) 2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして当該会員（当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他の家族会員を含みます。）の会員資格（本規約に係る契約における会員資格にらず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族会員としての資格を含みます。）を喪失させることができるものとし、当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じるものとします。 なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務につい
--	--

ては、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うもの とします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用 した場合にも直ちに支払義務を負うものとします。 (略) (12) 会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社委託先の従業員等 （派遣社員を含みます。）に対して次のアからオに掲げるいづれ かの行為その他当該従業員等の安全や精神衛生等を害するおそ れのある行為をしたと当社が判断した場合 ア 暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ 暴言、性的な言動、ハラスメント行為、誹謗中傷、ストーカー行為 その他人格を攻撃する言動 ウ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ 長時間にわたる拘束、執拗な問合せ オ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容<u>もし くは</u>態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求 (略) 第2章 カードショッピング条項 第25条（カードショッピングの利用） (略) 8 会員は、当社が適当と認めた加盟店においては、所定の手続きを行うこ とにより、暗証番号の入力<u>もしくは</u>署名を省略すること又はカードの	ては、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うもの とします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用 した場合にも直ちに支払義務を負うものとします。 (略) (12) 会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社委託先の従業員等 （派遣社員を含みます。）に対して次のアからオに掲げるいづれ かの行為その他当該従業員等の安全や精神衛生等を害するおそ れのある行為をしたと当社が判断した場合 ア 暴力、威嚇、脅迫、強要等 イ 暴言、性的な言動、ハラスメント行為、誹謗中傷、ストーカー行為 その他人格を攻撃する言動 ウ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 エ 長時間にわたる拘束、執拗な問合せ オ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容<u>又は 若しくは</u>態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求 (略) 第2章 カードショッピング条項 第25条（カードショッピングの利用） (略) 8 会員は、当社が適当と認めた加盟店においては、所定の手続きを行うこ とにより、暗証番号の入力<u>若しくは</u>署名を省略すること又はカードの
--	--

提示に代えて、 当社の指定する方法に従いカード情報を通知すること
等によりカードショッピングが利用できます。

(略)

提示に代えて、 当社の指定する方法に従いカード情報を通知すること
等によりカードショッピングが利用できます。

(略)

Apple Pay モバイルペイメント特約 第1章 総則 (略) 第6条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理) (略) 2 利用者は、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。）に譲渡、貸与<u>もしくは</u>預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。 (略) 第4章 その他 第13条 (本件モバイル端末の紛失、盗難等) 1 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本人会員の負担とします。この場合、会員規約<u>第14条</u>の適用はありません。 2 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の①又は②の措置をとるものとします。	Apple Pay モバイルペイメント特約 第1章 総則 (略) 第6条 (本件モバイル端末・パスコード等の管理) (略) 2 利用者は、本件モバイル端末を第三者（指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。）に譲渡、貸与<u>若しくは</u>預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。 (略) 第4章 その他 第13条 (本件モバイル端末の紛失、盗難等) 1 本件モバイル端末の紛失、盗難等により、他人に本サービスを利用された場合には、その利用代金は本人会員の負担とします。この場合、会員規約<u>におけるカードの紛失・盗難等に関する規定</u>の適用はありません。 2 利用者は本件モバイル端末の紛失、盗難に気付いた場合には、直ちに、次の①又は②の措置をとるものとします。
--	--

① 当社に対する<u>届け出</u> お届け先については、当社のホームページ等でご案内しておりますので、そちらをご覧ください。 ② Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施 3 利用者は、指定カードの紛失、盗難に気付いた場合には、会員規約<u>第 14 条に従う</u>とともに、当社に対し、当該カードが本サービスの指定カードである旨の<u>届け出</u>を行うこととします。 第 14 条（サービスの一時停止・終了等） （略） 3 Apple 社は、Apple 社約款に基づく場合、利用者から本件モバイル端末の紛失等の<u>届け出</u>があった場合、利用者からの要請があった場合又は本件モバイル端末の返還、交換がなされる場合には、指定カードの利用の停止、本件モバイル端末への登録の削除をすることがあります。 （略） 第 15 条（免責） 1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。 （1）本件モバイル端末（これと一体となり、又は記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同	① 当社に対する<u>届出</u> お届け先については、当社のホームページ等でご案内しておりますので、そちらをご覧ください。 ② Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施 3 利用者は、指定カードの紛失、盗難に気付いた場合には、会員規約<u>に従った手続きをとる</u>とともに、当社に対し、当該カードが本サービスの指定カードである旨の<u>届出</u>を行うこととします。 第 14 条（サービスの一時停止・終了等） （略） 3 Apple 社は、Apple 社約款に基づく場合、利用者から本件モバイル端末の紛失等の<u>届出</u>があった場合、利用者からの要請があった場合又は本件モバイル端末の返還、交換がなされる場合には、指定カードの利用の停止、本件モバイル端末への登録の削除をすることがあります。 （略） 第 15 条（免責） 1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。 （1）本件モバイル端末（これと一体となり、又は記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同
---	---

じ。) <u>もしくは</u>本件アプリケーションの瑕疵<u>もしくは</u>故障又は通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合 (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合 (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pay に係るサービス提供を停止<u>もしくは</u>終了している場合又はその他 Apple 社の事情に起因する場合 (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止又は終了された場合 2 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能<u>もしくは</u>その他の機能又は本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意又は過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。 (略)	じ。) <u>若しくは</u>本件アプリケーションの瑕疵<u>若しくは</u>故障又は通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合 (2) 本件モバイル端末の電池切れによる場合 (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pay に係るサービス提供を停止<u>若しくは</u>終了している場合又はその他 Apple 社の事情に起因する場合 (4) 前条に基づき、本サービスが一時停止又は終了された場合 2 当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能<u>若しくは</u>その他の機能又は本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、利用者に損害が発生した場合といえども、当社に故意又は過失がない限り、賠償の責任を負いません。また、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ逸失利益は含まれないものとします。 (略)
---	---

ビューETC カード特約 (略) 第7条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行) 1 ETC 会員は、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又は ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。 2 前項のほか、ETC カードの紛失又は盗難等については、会員規約における「<u>カードの紛失・盗難等</u>」の規定が準用されます。ただし、ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。 (略)	ビューETC カード特約 (略) 第7条 (ETC カードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行) 1 ETC 会員は、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、又は ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。 2 前項のほか、ETC カードの紛失又は盗難等については、会員規約における<u>カードの紛失・盗難等に関する規定</u>が準用されます。ただし、ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。 (略)
---	--

以 上